

# 役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 昌樹会

## 社会福祉法人昌樹会役員等報酬及び費用弁償規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人昌樹会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (定 義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員等の報酬)

第4条 理事長は、理事会及び評議員会以外の日においても、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務に当たる為、別表2により報酬及び実費弁償費を月給にて支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員報酬の総額)

第5条 役員報酬の総額は、各年度の役員報酬の総額が4,000,000円を超えない範囲で支給することができる。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合には、原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道費、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金なども含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当たり5,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

### (出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の清算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を清算するものとする。

(適用除外)

第10条 理事長及び施設の職を兼務する者には、第3条の規程は適用しない。

(改正)

第11条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

「第4条第3項の規定は、平成29年1月1日から施行する。」

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(一部訂正)

「第11条の規定は、平成29年4月1日から施行する。」

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(一部改正、別表1)

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	5,000円	2,500円
<u>理事会(決議の省略の場合)</u>	<u>5,000円</u>	
評議員会出席報酬等	5,000円	2,500円
<u>評議員会(決議の省略の場合)</u>	<u>5,000円</u>	
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円	2,500円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	300,000円	
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	2,500円
監事監査指導報酬等	18,000円	2,500円